

悠久のふるさと飯山に応援を

ふるさと納税「悠久のふるさと飯山応援金」募集します

全国から多くの応援を
いただいています

平成20年度から始まった「ふるさと納税」制度。飯山市でも、「悠久のふるさと飯山応援金」制度を設置し、寄付を募ったところ、市民の皆さんのご紹介等により平成21年度は全国から55件、合計803万7000円の応援金をお寄せいただきました。お寄せいただいた応援金は、大切に使用させていただきます。

また、今月号の市報とともに「悠久のふるさと飯山応援金」のご案内を配布さ

せていただきました。今年度も多くの皆さんから応援いただきますよう、市外にお住まいのお知らせの皆さんなどにぜひご紹介ください。

応援金をお寄せいただいた皆さんへの特典

応援金をお寄せいただいた皆さんには、広報飯山高橋まゆみ人形館無料入館券、飯山市美術館・ふるさと館無料入館券、湯滝温泉利用券、市民リフト券をお送りします。

また、10万円以上の寄付をいただいた方には、飯山市

ふるさと納税制度

ふるさと応援のための寄付をした時に、住民税等が控除される制度。個人が5000円を超える寄付を行った際に、個人住民税のおおむね1割を限度として、一定の控除を受けることができます。



お寄せいただいた応援金の使いみち

■新幹線

北陸新幹線飯山駅の開業に向け、皆さんから愛される駅舎づくり、新幹線駅と連動したまちづくりを行います。

■文化・歴史

寺町、各集落に伝わる奥信濃の伝統文化を守り、活動を支援します。
(今年度事業…仁王像修復事業 6,359千円)

■自然・景観

飯山の里山や田園を守り、グリーンツーリズム・森林セラピー事業をおこないます。
(今年度事業…花修景事業 900千円)

■教育・福祉

飯山らしい教育を通して、世界にはばたく子どもたちを育てます。また、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
(今年度事業…スクールバス購入事業 3,200千円)

高齢者世帯や弱者世帯が対象

住宅屋根の融雪化工事に対する補助制度

対象となる融雪装置

飯山市では高齢者等世帯などを対象に、雪下ろし作業の負担軽減や、転落事故の防止を図るため、次のとおり住宅屋根の融雪化費用に対し補助を行います。

補助を受ける場合には着工前に申請が必要です。ご希望の方は事前お問い合わせのうえ、要件に該当するかご確認ください。

対象となる住宅
(申請者の持ち家に限る)

①専用住宅

②併用住宅で居住部分面積が全体面積の2分の1以上を占めるもの

③飯山市に住所がある方が全体的面積の2分の1以上を占めるもの

④過去に屋根融雪工事や住宅取得費用等に対し、市から補助金を受けていない方

補助金額
融雪装置設置費用の10分の1(上限30万円)

申請受付期間
4月1日～12月24日

お問い合わせ
都市計画課住宅・公園景観係

☎3111 内線241



血液サラサラ&筋力アップ教室

参加者を募集します

市では今年も脳卒中や糖尿病などの生活習慣病予防と、筋力アップを目的とした教室の参加者を次のとおり募集します。

◇Aグループ：(59歳以下)

・開催日時
6月8日(火)～(毎週火曜日)

午後7時～8時30分

◇Bグループ：(59歳以下)

・開催日時
11月2日(火)～(毎週火曜日)

午後7時～8時30分

◇Cグループ：(74歳以下)

・開催日時

納期限内の納税にご協力を

市税の滞納は、市の事業やサービスを実施するうえで大きな障害となります。5月は収納強化月間として、未納者のお宅に市職員が訪問させていただきます。

市税の滞納は、市の事業やサービスを実施するうえで大きな障害となります。

悪質な滞納者に対しては、財産・不動産・預貯金などの財産や、債権、給与等の差し押さえなど、厳然とした態度で滞納処分を進めています。納付書や振替口座の残額をご確認いただき、納期限内の納税に二層のご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

税務課収税係

☎3111 内線163

ことし4月から

非自発的失業者の国民健康保険負担が一部軽減される場合があります

本人の責任によらない失業等が理由で国民健康保険に加入された方で、一定の条件に該当する方に対し、国民健康保険にかかる負担を軽減する制度がことし4月から始まります。

対象者 平成21年3月31日以降に非自発的失業(倒産・解雇・雇い止め)により、

社会保険から国民健康保険に切り替わった方で、失業した日の時点で65歳未満の方。

方。(雇用保険を受給した方、または受給している方)

軽減内容

◇国保税の軽減判定および所得割の計算について、対象となる方の給与所得を100分の30で計算(↓医療機関受診時の窓口負担の軽減)

◇高額療養費の限度額区分の判定について、対象となる方の給与所得を100分の30で計算(↓医療機関受診時の窓口負担の軽減)

13名の皆さんが

飯山市交通安全指導員に委嘱されました

飯山市交通安全指導員は、交通安全運動推進のため市長が委嘱するもので、各地区および交通安全協会から推薦された次の13名に委嘱されました。

任期は3年間で交通事故防止のため、街頭啓発や交通安全指導等を行っていただきます。(氏名は敬称略)

飯山 倉井新一(上町)

// 内田治夫(市ノ口)

// 清水陽子(栄町)

秋津 湯本一行(上組)



各地区の交通安全指導員の皆さん

交通安全指導員に、次の方が委嘱されました。

長野県交通安全指導員(敬称略)
小林和幸(飯山・上倉)